

別紙 5

【補助事業概要の広報資料】

補助事業番号 26-2-002

補助事業名 平成 26 年度 こどもが幸せに暮らせる社会を創る活動 補助事業

補助事業者名 社会福祉法人 日本国際社会事業団

1. 補助事業の概要

(1) 事業の目的

『子どもを育てられない』と感じている実母へのカウンセリングや相談支援をおこない、過去 60 年にわたる養子縁組支援の経験とその間に築いた海外の養子あっせん団体との連携、またジュネーブに本部をおく I S S の国際ネットワークを利用して、どうしても日本国内での家庭養護が困難となっている子どもには国際養子縁組という形で恒久的な家庭を提供する支援を行っている。さらにハーグ条約「1993 年国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約」批准の重要性を訴えている。また日本国内の難民、特に未成年の難民や難民申請者に相談援助を実施することで日本国内での難民に対する理解を深め国際化が進む現代社会における福祉の増進に寄与する。

(2) 実施内容

相談援助ケースの種類

日本国際社会事業団は JKA 競輪の補助金を頂いて日本の要保護児童の家庭養護を促進するために 60 年以上にわたって国際養子縁組支援に取り組んでいる。ここで言う「国際養子縁組」とは親となる者と子となる者の国籍が異なる縁組を指す。血縁関係のない養子縁組では日本人の子どもの委託先を国内に求める場合、国際結婚をした夫妻または在日外国人夫妻が対象となる。日本人の夫妻には外国籍の子どもを委託する。家庭養護を必要としながら日本国内での養護が難しい子どもには海外に住む養親家庭に養育を委託する国際養子縁組という方法で恒久的な家庭を与えたいと切に望んでいる。またフィリピンやタイなど連れ子養子縁組、血縁関係のある養子縁組などの相談支援も行っている。さらに、海外に養子に行った子が成長して実母の消息を尋ねてきた場合、当事業団がオフィスに永年保存している資料をもとにルーツ探しの手伝いもする。難民申請中の人からの相談も増え、それに伴い情報提供、生活支援も増えた。

今年度の相談数

今年度、I S S J への養子縁組の問い合わせ数は 416 件、その中で 25 ケースを新規に援助した。昨年度より引き続き扱っているケース 130 を合わせると、今年度国際養子縁組のケースとして援助活動を行ったのは 155 ケースで、その内訳は次の表のとおりである。

問い合わせ内訳

	連れ子養子縁組	血縁関係のある 養子縁組	血縁関係のない 養子縁組	合計
フィリピン	68	30	10	108
タイ	14	11	3	28
上記以外	19	12	249	280
合計	101	53	262	416

援助活動を行ったケース内訳

	連れ子養子縁組			血縁関係のある養子縁組			血縁関係のない養子縁組			合計
	新規オープン			新規オープン			新規オープン			
フィリピン	1	10		1	21		0	6	37	
	9			前年度から継続			20			前年度から継続
タイ	3	17		1	12		0	3	32	
	14			前年度から継続			11			前年度から継続
その他	0	0		0	2		19	84	86	
	0			前年度から継続			2			前年度から継続
合計		27			35			93	155	

養子縁組関係国

アイルランド	アメリカ	アルゼンチン	イギリス	イタリア
インド	インドネシア	ウクライナ	ウズベキスタン	オーストラリア
カナダ	韓国	カンボジア	コンゴ	サウジアラビア
シンガポール	スイス	スペイン	スロバキア	タイ
中華民国	中国	ドイツ	パキスタン	ハンガリー
フィリピン	ブラジル	フランス	ベトナム	ペルー
ボリビア	マルタ	マレーシア	ミャンマー	モンゴル
ロシア				

相談援助プロセス

英語、フランス語、タガログ語、タイ語などができるソーシャルワーカーが電話や面接による相談、必要書類及び関係国の養子縁組法の翻訳、家庭訪問、家庭調書・児童調書の作成、当該大使館、児童相談所等、関係機関との折衝、委託後の経過観察のための家庭訪問、報告書の作成など多岐にわたる業務にあたった。丁寧な家庭調査や児童調査を行うのは、子どもの福祉を守るためである。国際間との連携をしながら忍耐強く支援を行うため、国際養子縁組の支援は1ケースあたり数年を要するのが常である。今年度のべ数では期間内に受けた相談回数は6,780回、取扱ケース数は2,144件であった。

国際養子縁組に関する相談・依頼は養親希望者や実母などの個人のみならず児童相談所、家庭裁判所、海外の斡旋機関、市町村役場における相談センターなどの公的機関も多く、今年度も公的機関である児童相談所、児童養護施設から「国際養子縁組を検討したい」との依頼により養子縁組を支援した。

当事業団が公的機関から信頼されているのは以下の理由によると考えられる。

第一に当事業団が国際養子縁組を行うにあたっての国際間の取り決めである「1993年国際養子縁組に関するハーグ条約」に則って適切なプロセスを踏んで国際養子縁組を支援していること（現状の日本では国際養子縁組あっせん事業者は国の認可制でないために、国際養子縁組の実態が把握できず、中には人身売買の危険性も指摘されている。国際養子縁組に関するハーグ条約では国際養子縁組は子どもの最終救済手段として二国間の中央機関が責任を持って支援することになっている。日本はG8で唯一未批准である）。

第二に日本人家庭への養子縁組は兄弟をバラバラに別の家庭に委託するのに対して、国際養子縁組をする外国人家庭は兄弟で育つ重要性を認めて兄弟揃っての養子縁組委託できる。

第三に心身に障害を持つ子どもの養子縁組は日本人家庭への委託が非常に難しいが、国際養子縁組ではそのような子どもにも家庭養護の可能性があることである。

公的機関である児童相談所からの相談の中には国内で里親委託を試みたが、様々な事情で国内委託が難しく、国際養子縁組に最後の望みをかけて委託の相談を寄せるケースがあった。

広報活動

I S S Jのホームページで国際養子縁組支援事業がJ K A競輪の補助金を頂いて行っていることを明記しているほか、I S S Jが主催する年に2回のチャリティ映画会バザー（第68回：2014年6月25日、第69回：10月17日開催）でも、会場で国際養子縁組のパネルを展示した。



さらに、昨年度JKAの補助金を頂いて作成した当事業団の国際養子縁組を紹介したDVDを10月映画会の3回の上映前に流して、のべ1,200人の来場者にJKAから補助金を頂いて当該事業を行っていること、当該事業の内容を映像でご覧頂いた。

2014年6月8日に文化放送「日曜はがんばらない」の『RING! RING! プロジェクト』でISSJの活動とチャリティ映画会のことを放映することができた。

2. 予想される事業実施効果

厚生労働省が平成25年3月に発表した「社会的養護の課題と将来像の取組状況」

(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_02.pdf)

によると保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的養護の対象児童は、約4万6千人となっており増加している。

また家庭的養護推進のために施設の小規模化も進められており、平成20年3月は児童養護施設の7割が大舎制だったのが、平成24年3月では5割となっている。

さらに里親制度の充実も進めており、『望まない妊娠による出産で養育できない保護者の意向が明確な場合は、妊娠中からの相談に応じ、「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」の方法を有用とし、近年、件数が多い新生児の遺棄・死亡事例等の防止のためにも、関係機関の連携と社会的養護の制度の周知が重要としている。欧米などでは子どもの健全な成長のためには家庭養護が重要という研究報告が多々だされている。今後、より家庭的環境での養護の方向へ進むと思われる。

今後グローバル化が進む中で日本人が外国で仕事をし、国際結婚をする日本人も増加している。実際、配偶者のどちらかが日本人で国際養子縁組を希望する養親候補者も多数いる。従って国内で養護できない子が国際養子縁組で恒久的な家庭を持つ可能性は高く子どもの最善の利益の視点から実施効果は大きいと考える。

また、当事業団では、国際養子縁組法、家族法、児童福祉法等各国の法律の研究も行う

ており、また、実践に関しての勉強会も行っている。研究や実践に基づいた援助方法、資料・情報は保護者のいない子どもの保護をする家庭裁判所や児童福祉機関に大きく貢献することができると思う。

国際養子縁組の写真：2014年に送られてきた写真



3. 本事業により作成した印刷物等 無

4. 事業内容についての問い合わせ先

団体名： 社会福祉法人 日本国際社会事業団(ニホンコクサイシャカイジギョウダン)

住所： 113-0034

東京都文京区湯島 1-10-2 御茶ノ水K&Kビル3F

代表者： 理事長 大槻 弥栄子 (オオツキ ヤエコ)

担当部署： 事務局 (ジムキョク)

担当者名： 常務理事 大森 邦子 (オオモリ クニコ)

電話番号： 03-5840-5711

FAX 番号： 03-3868-0415

E-mail： issj@issj.org

URL： www.issj.org